

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
----	----------------------	------------

**1 制定・改廃の背景と趣旨**

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

**2 改正内容**

（1）固定資産税と同様に、地域決定型地方税制特例措置＜通称：わがまち特例＞が次の施設に対して導入されたことに伴い、当該施設に係る都市計画税の課税標準の軽減率を定め、平成29年度以後の年度分から適用します。  
＜新附則第6項関係＞

**【導入された施設】**

都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が、立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の整備のため平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得した公共施設等の用に供する家屋

軽減率	軽減率の参酌	現行の軽減率 (地方税法上)	軽減期間
5分の4	5分の4 (10分の7以上10分の9以下)	5分の4	5年間

（2）地方税法における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

＜第2条及び新附則第7項から第15項まで関係＞

**3 その他**

施行日は、公布の日とし、（1）については平成28年4月1日以後に新たに取得される家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用します。

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 32 号

### 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成 17 年亀山市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、第 23 項、第 24 項」を「、第 22 項から第 24 項まで」に、「又は第 30 項から第 33 項まで」を「から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」に改める。

附則第 14 項中「若しくは第 42 項」を「、第 42 項若しくは第 45 項」に、「第 30 項から第 33 項まで」を「第 34 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 9 項、第 10 項」を「附則第 10 項、第 11 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に、「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に、「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に、「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同項を附則第

8 項とする。

附則第 6 項の前の見出しを削り、同項中「第 20 項」を「第 19 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 4 2 項の条例で定める割合）

6 法附則第 15 条第 4 2 項に規定する条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成 28 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 27 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 6 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 4 2 項に規定する家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。